

2023年4月12日



目指そう！

「公認 不動産コンサルティングマスター」にチャレンジ！

“実務経験3年及び一定の講習受講”でも
資格の取得が可能になります。

「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録要件は、5年間の実務経験を要するという方法のみでしたが、新たに“3年間の実務経験と一定の講座受講”でも資格の取得を可能とすることを報告いたします。

1, 背景

近年、「不動産コンサルティング技能試験」の受験目的に不動産特定共同事業における業務管理者の確保を理由とするものが散見されるようになりました。小規模を含む不動産特定共同事業に対するスキームの理解が進み、この手法が、社会問題となっている空き家をはじめとした中小規模の不動産再生に有効とするニーズの高まりが感じられます。

また、人口減少社会のなかで、リスクリングの必要性やリカレント教育への取り組みが重要視されています。この資格が早く取得可能となることで、不動産業界や不動産コンサルティング業務に興味のある業界内外の多くの皆さまのキャリアアップに繋げていただければと考えています。

2, 概要

【現行の登録要件】

次の1～3のいずれかの要件を満たし、かつ、登録の欠格事由に該当しない方は、登録申請をすることができます。

- (1) 宅地建物取引士資格登録後、不動産に関する5年以上の実務経験を有し、

- 登録申請時において、宅地建物取引士証の交付を受けていること。
- (2) 不動産鑑定士登録後、不動産鑑定業に関する5年以上の実務経験を有し、登録申請時において不動産鑑定士の登録が削除されていないこと。
- (3) 一級建築士登録後、建築設計業等に関する5年以上の実務経験を有し、登録申請時において一級建築士の免許が取り消されていないこと。

【変更後の登録要件】

現行の登録要件に加えて新たに、“3年間の実務経験と一定の講座受講”による登録を追加します。

一定の講座とは、センターの指定する次の講座をいい、すべて受講することとします。

- ・不動産特定共同事業に関する講座
- ・不動産コンサルティング実務に関する講座
- ・相続や不動産プロデュースなどをテーマとする特別講座

3. この新たな方法による登録申請受付の運用開始時期

令和5年10月以降を予定しています。

今年度（令和5年度）の不動産コンサルティング技能試験を受験して合格された方もこの新たな登録要件で登録申請を行うことができます。

令和5年度不動産コンサルティング技能試験 実施概要

試験実施日：令和5年11月12日(日)

択一試験（午前）及び記述式試験（午後）

試験地：札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪
・広島・高松・福岡・沖縄の12地区を予定

申込受付期間：令和5年7月19日(水)～9月19日(火)

受験料：31,500円(消費税含む)

合格発表：令和6年1月12日(金)

▼不動産コンサルティング技能試験 <https://www.retpc.jp/consul-exam/>

詳細につきましては、内容が確定次第、ホームページ等で随時お知らせします。

▼不動産コンサルティング技能試験に合格された方の技能登録申請について

<https://www.retpc.jp/consul/annai/>

不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>

公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075

「公認 不動産コンサルティングマスター」
登録等についてのお問合せ先

公益財団法人 不動産流通推進センター コンサルティング係
TEL：03-5843-2079

お電話でのお問合せ対応時間：11:00～15:00
(土日祝、毎月第1・3・5金曜を除く)

メール：consul@retpc.jp

以上

※当ニュースリリースの補足説明（2023年4月20日より掲載）

2023年4月12日発信のニュースリリース「目指そう！『公認 不動産コンサルティングマスター』にチャレンジ！“実務経験3年及び一定の講習受講”でも資格の取得が可能になります。」につきまして、次の通り補足説明させていただきます。

◆補足説明

不動産特定共同事業法の改正後、不動産を取り巻く環境が変化する中で小規模を含む不動産特定共同事業のスキームの理解が進み、この手法が社会問題となっている空き家など、中小規模の不動産再生に有効とするニーズが高まっていることがうかがえます。また、個人が投資対象として、不動産に投資する手段である不動産小口化商品も増えております。

近年は不動産コンサルティング技能試験の受験目的の中に「不動産特定共同事業における業務管理者の確保」とする方も増えて参りました。

そして、人口減少社会のなかで、リスクリングの必要性、社会人の学びであるリカレント教育への取り組みが重要視されており、マスターの資格が早く取得可能となることはこの業界や業務に興味のある多くの方々にとって有効に働くものと考えております。これが、今回、登録方法を追加した理由です。

本事業は、国土交通省の登録証明事業となりますので、事前相談を重ねたうえで規程変更に伴う届出を行いました。また、当然ながら、実務経験年数を2年分短縮することから、相応の知識とスキルを習得してもらうべく、不動産コンサルティングに特化した一連の講座の受講を義務付けることとしています。

なお、マスター資格登録の要件は、「不動産コンサルティング技能試験」合格者であることを前提としています。

本件により、なお一層のマスター資格の活性化や認知強化につなげていければと考えております。何卒よろしくご厚意申し上げます。

公益財団法人 不動産流通推進センター コンサルティング係